

## 第22期第25回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年9月22日(金) 14時00分から14時52分まで
- 2 開催場所 高知市本町五丁目3番20号 高知共済会館 3階 「藤」
- 3 出席委員 木下清、澳本健也、問可柁善(web)、小笠原利幸、畠中悠、前田嘉広、浦尻和伸、蔭山純由、中澤芳江、石田実、川竹佳子(計11名)
- 欠席委員 益本俊郎
- 署名委員 畠中悠、前田嘉広
- 県出席者 水産振興部 松村部長  
漁業管理課 浜渦課長
- 事務局 飯田事務局長、木村次長、志和チーフ、占部主幹
- 4 審議事項
- 第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(固定式刺し網漁業)
- 第2号議案 制限措置の一部変更について(固定式刺し網漁業)
- 第3号議案 うなぎ稚魚漁業の許可方針について
- 第4号議案 うなぎ稚魚漁業の制限措置について
- 第5号議案 うなぎ稚魚漁業の許可の基準について

### 5 議事内容

飯田事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただ今より第25回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は11名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。なお、問可委員はWebによる出席です。それでは、会長、お願いいたします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、はじめに水産振興部長から、ごあいさつをお願いします。

松村部長

みなさん、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。第25回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多用のところ、本日の会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、5件の議題をお願いしております。

第1号議案の「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(固定式刺し網漁業)」、第2号議案の「制限措置の一部変更について(固定式

刺し網漁業)」は、今年9月の漁業権の一斉切り替えに伴いまして、室戸市吉良川地区では漁業権が消滅しましたが、いせえびなどを獲る刺し網の漁業者がいらっしゃるため、引き続き、刺し網操業が行えるよう、知事許可漁業で刺し網漁業を措置しようとするものです。

第3号議案の「うなぎ稚魚漁業の許可方針について」、第4号議案の「うなぎ稚魚漁業の制限措置について」、第5号議案の「うなぎ稚魚漁業の許可の基準について」は、うなぎ稚魚漁業の許可の取扱等についてお諮りするものでございます。

うなぎ資源は、親うなぎなど内水面資源の活用や保全を図る内水面関係者、しらすうなぎを採捕する漁業者、しらすうなぎを種苗として養殖を行う養鰻業者、それぞれにとって重要な資源であります。

そうしたことから許可漁業化に向けて県では、内水面漁業、海面漁業、養鰻事業者、取締り機関等の関係者への説明会を計3回、開催するとともに、要望をいただいた漁協には直接出向き、許可方針案等の説明を行ってまいりました。また、8月17日から9月6日までの間、意見公募、パブリックコメントを行い、5件のご意見をいただいています。それらのご意見などを踏まえ、今回、許可方針、制限措置、許可の基準の案を作成しておるところでございます。一昨日に開催されました内水面漁場管理委員会におきましては、本日と同じ内容で議案を提案いたしまして、審議をいただきました結果、適当であると答申をいただいていることをご報告させていただきます。

それぞれの議案の詳細については、後程、事務局からご説明しますので、十分にご審議をよろしく申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。本日はよろしくお願いたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、益本委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、畠中委員と、前田委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（固定式刺し網漁業）」、第2号議案、「制限措置の一部変更について（固定式刺し網漁業）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

木村次長

第1号議案「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正」及び第2号議案「制限措置の一部変更について」は、内容が重複しておりますので、2つの議案を併せて説明いたします。

資料1の1ページ目をお願いします。

まず諮問文を朗読いたします。

5高漁管第595号。令和5年9月14日。高知海区漁業調整委員会 会長 木下 清 様。高知県知事 濱田省司。漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について。

高知県漁業調整規則第4条第1項第10号に掲げる固定式刺し網漁業について、漁業の許可又は起業の認可方針を一部変更したいので、貴会の意見を伺います。

これ以降の説明では、漁業の許可又は起業の認可方針を「許可方針」とさせていただきます。

資料1の7ページをお願いします。

1の経緯のとおり、吉良川町漁協の共同漁業権が令和5年8月31日をもって消滅しております。

このことについては、2の第24回海区漁業調整委員会での意見にありますとおり、漁業法と調整規則で制限されている以外のことがなんでもありになってしまい調整問題が生じないかといったことや、漁協組織がないとしても地元がうまく漁場を使えるように考える必要があること、委員会指示も視野に早急に対応を考えるべきとのご意見をいただいていたところです。

委員会での意見も踏まえて、吉良川の漁業権の状況について、吉良川町漁協、隣接する高知県漁協と羽根町漁協に聞き取りを行い、3の現状と課題をまとめています。

第一種共同漁業権は、あわび、とこぶし、てんぐさ類などを対象としていますが、自家消費のおかずを採る程度で行使者はいない状況でした。また、第二種共同漁業の小型定置網、漁礁まわりで釣りをを行う第三種共同漁業のつきいそ漁業も行使者はいませんでした。

一方、第二種共同漁業のいせえび磯建網、いそうお磯建網漁業、これらは、網に魚類をからめとって漁獲する刺し網といわれる漁業ですが、こちらは3名の方が操業しており、漁業権が消滅することにより操業ができなくなります。

こうした状況を踏まえて、4の対応のところになりますが、これまで操業してきた漁業であり調整問題を起こす可能性は低いため、建網漁業を営んでいた漁業者が引き続き操業できるよう、当該地区に知事許可の「固定式刺し網漁業」を新たに設定したいと考えています。

資料1の5ページをご覧ください。5ページが固定式刺し網漁業の許可に関する室戸市の要望書です。次に6ページをご覧ください。こちらは吉良川町漁協の組合員3名からの要望書で、いずれも引き続き刺し網を行えるようにとの要望になります。隣接する漁協へ聴き取りを行った際には、こ

れまで吉良川町漁協所属の漁業者と刺し網の操業に関するトラブルはなく、吉良川地区の漁業者に刺し網漁業を許可することに関して問題ないとの意見もいただいております。

次に4ページをお願いします。操業区域について説明いたします。吉良川町地区におきましては、距岸1,000メートルまでの斜線で示した区域に第2種共同漁業のいせえび磯建網、いそうお磯建網の漁業権が設定されておりました。今回、固定式刺し網漁業の操業区域として設定する区域も、同じく距岸1,000メートルまでの区域としています。

次に2ページ、3ページの許可方針の新旧対照表をご覧ください。左側新(案)の下線部が新たに追加する箇所になります。(1)の表中の漁業種類は、漁獲対象とするいせえび、いそうおと漁法を合わせて、いせえび、いそうお固定式刺し網とします。名称は固定式刺し網となりますが、これは、調整規則の許可漁業名で規定されているためこうした名称になるもので、共同漁業権の建て網と同じ漁法です。操業区域は先ほど説明した区域で、操業区域8を新たに追加。漁業時期は周年とし、許可すべき船舶等の上限は3、漁業を営む者の資格は定めなしとして設定します。

次に、(2)操業区域、(3)許可の有効期間、(4)許可等の条件は下線部記載のとおりです。

引き続き資料2の説明を行います。1ページ目をお願いします。

5高漁管第596号。高知海区漁業調整委員会 様。

高知県漁業調整規則第4条第1項第10号に掲げる固定式刺し網漁業について、制限措置を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和5年9月14日。高知県知事 濱田省司。

この制限措置の変更については、先ほど説明しました、第1号議案の許可方針の改正に伴い、制限措置を変更するものです。

2ページ、3ページ目に告示案を添付していますが、先ほどの第1号議案と内容が重複するため説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いします。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

澳本委員

許可すべき数が3となっており、漁業を営む者の資格が定めなしということで、全然関係ない一般の方も申し込み、申請ができるのでしょうか。

木村次長

一般の方は難しいですけど、漁業者が申請した場合は許可することになります。今のところ吉良川町の3名の方が申請してくるようになっていいますので、そこに許可されることになると考えております。

<p>澳本委員</p>	<p>操業時期の周年というのは、いせえびがかかる場合もあると思いますが、そのあたりは。</p>
<p>木村次長</p>	<p>いせえびは5月1日から9月15日まで漁業調整規則で採捕が禁止されておりますので、許可が周年であってもいせえびは採れないことになっていきます。</p>
<p>木下会長</p>	<p>他にございませんか。他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。</p> <p>第1号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（固定式刺し網漁業）」、第2号議案、「制限措置の一部変更について（固定式刺し網漁業）」は、原案のとおり相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」との発言あり）</p>
<p>木下会長</p>	<p>ご異議ないようですので、第1号議案、第2号議案は、原案が相当であると、答申いたします。</p> <p>続きまして、第3号議案、「うなぎ稚魚漁業の許可方針について」、第4号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置について」、第5号議案「うなぎ稚魚漁業の許可の基準について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>占部主幹</p>	<p>それでは、事務局からご説明をさせていただきます。第3号議案の「うなぎ稚魚漁業の許可方針について」、第4号議案の「うなぎ稚魚漁業の制限措置について」、第5号議案の「うなぎ稚魚漁業の許可の基準について」は内容が一部重複しますので、まとめてご説明をさせていただきます。</p> <p>それでは資料3をお手元にご準備ください。</p> <p>表紙をめくった1ページの諮問文を朗読させていただきます。</p> <p>5高漁管第592号。高知海区漁業調整委員会 会長 木下 清 様。高知県知事 濱田 省司。「うなぎ稚魚漁業の許可方針について」。高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業について、漁業の許可方針を策定したいので、貴会の意見を伺います。</p> <p>まず、資料3の構成につきまして、ご説明いたします。</p> <p>資料3の2ページが前回報告したうなぎ稚魚漁業許可方針の案からの変更点、3から18ページがうなぎ稚魚漁業の許可方針の案、19から21ページが許可方針の案と許可の基準の案についての意見公募結果、22から</p>

28 ページがしらすうなぎを採捕する漁業の知事許可漁業への移行に係る水産庁の技術的助言、29 ページがうなぎ稚魚漁業許可スケジュール案となっております。

まず、29 ページ、最後のページをご覧ください。中ほどの7月21日に高知県内水面漁場管理委員会に、7月25日に高知海区漁業調整委員会にうなぎ稚魚漁業の許可方針の案と許可の基準の案について、ご報告させていただきました。その後、8月1日に、内水面、海面、養鰻等の関係者に本委員会で報告させていただいた内容を説明させていただき、ご意見をいただきました。さらに、8月17日から9月6日まで、許可方針の案と許可の基準の案について意見公募を行っております。この意見公募の結果と回答についてご説明します。

19 ページをご覧ください。提出された意見数は5名から5件となっております。3件については同様な意見でありましたので、まとめてご回答することとしています。まず1件目の意見としまして、令和4年度しらすうなぎの特別採捕についての意見公募で、「採捕量上限を350kgから増やすこと、採捕時期を延ばすこと」についての県の回答が、「ニホンうなぎの資源が取り返しの付かない状態にならないように予防原則の考え方から、現状の採捕量上限と採捕日数を維持する」であり、今回の許可方針の案で採捕量上限を350kgから600.3kgに、漁業時期の期間を80日から約90日に変更することは令和4年度の意見公募の回答と整合性がとれていない。というご意見がありました。また、2件目と3件目の意見も同様に、採捕量上限と採捕期間は、今まで以上に厳しく設定すべきであり、採捕量上限を増やす理由を示して欲しいとのご意見がありました。

ご意見に対する県の回答としまして、うなぎ資源は4カ国・地域での合意によりうなぎ稚魚の池入れ数を制限することで資源管理されており、日本での池入れは内水面漁業の振興に関する法律に基づき21.7トンで管理されています。令和4年度までは県内養鰻業への種苗の供給という目的に限定し、特別採捕許可を行っていましたが、漁業法の改正により、令和5年度からは4カ国・地域の養鰻業に種苗を供給する許可漁業に制度が大きく変わります。

今回、うなぎ稚魚の許可漁業化に関し、水産庁の技術的助言では、次のことが指摘されています。

①国内のうなぎ稚魚の池入れ数量は、内水面振興法に基づき全国的な上限が設定されており、都道府県において採捕数量の上限を定める必要はないこと

②これまで、特別採捕の運用において、採捕数量の上限が自県の池入れ数量を下回るほど過度に制限されていることが、正確な採捕数量の報告が行われにくくなること

③合理的な根拠のない採捕数量の制限を条件とすることは適当でないこと

①で都道府県において採捕数量上限が不要であることが指摘されていますが、県としては、本県河川における漁獲量の激減を踏まえ、県域でもうなぎ資源の管理が必要との認識から知事許可における採捕数量の上限を設定することとしています。

ただし、②と③の指摘を踏まえまして、自県のうなぎ稚魚の池入れ上限である 600.3kg を採捕数量の上限としております。

採捕時期については、次のページをご覧ください。うなぎ稚魚の採捕盛期が近年 2～3 月と遅くなる傾向であること、11～12 月はあゆ仔魚が混獲されることから、漁期を遅めに設定することや、養殖用種苗を一定確保するためには、漁期に闇夜の大潮を 3 回入れて効率的な採捕が必要であることから 1 月 1 日から 3 月 31 日としています。

うなぎ資源は、親うなぎを採捕する河川漁業者、しらすうなぎを採捕する漁業者、しらすうなぎを種苗として養殖する養鰻業者にとって重要な資源となっております。この資源を有効かつ持続的に利用するため、これまで県は関係者の意見を聞いたうえで、特別採捕許可を行ってきました。今回の採捕数量の上限及び採捕期間の設定についても、しらすうなぎ採捕の許可漁業化に向けた説明会を計 3 回行うとともに、要望があった漁協に出向き、関係者の意見を丁寧にお聞きした上で設定しております。また、うなぎ資源の保護と適切な利用を目的に内水面漁協、海面漁協、養鰻事業者等が組織した団体からも、本県の採捕量上限を県内のうなぎ稚魚の池入れ数と同数にする要望もいただいております。

県としましては、許可漁業化に伴い、採捕の条件などを厳格化するとともに、しらすうなぎの採捕の厳罰化を踏まえ、採捕数量の適切な管理や悪質な密漁の取締りを強化することで、適切なしらすうなぎの採捕、資源管理を行ってまいります。また、しらすうなぎの来遊量や河川への定着量などの調査・研究を行い、資源の管理や適切な利用に向けた科学的知見の蓄積を行っていくこととしております。海区漁業調整委員会指示などによる親うなぎの資源保護や、河川環境の整備などを促進し、うなぎ資源の保護が図られ、関係者が持続的にうなぎ資源を活用できるよう進めていきたいと考えていることを回答する予定でございます。

次のページをご覧ください。4 件目のご意見については、密漁の取締り強化のために、漁業従事者に写真付きの腕章等を携帯させるべきとのご意見がありました。県の回答としましては、水産庁の技術的助言でも「漁業従事者を確認できる写真付き証明書の発行、現場で確認できる腕章やワッペン、帽子等の着用」を推奨しています。許可方針の案では、漁業従事者にはしらすうなぎの採捕に従事するとき、標識（腕章等）を着用すること

を条件としていますが、その標識が写真付きであることは規定していませんでした。ご意見のとおり、写真付きの標識にすることで、本人確認がしやすくなり、密漁の防止につながると考えられますので、写真付き標識とすることを許可方針に記載したいと考えています。

5件目のご意見については、①は反社会的勢力のことで、②は漁業従事者が自由に売れないこと、③は知事許可漁業に移行する際の説明がないこと、④はうなぎ稚魚漁業が鮎に譲歩されていることについて、ご意見がありました。県の回答としまして、①については許可方針では、許可を受けようとする者、漁業従事者、集出荷する者には暴力団員等でない誓約書を提出していただくこととともに、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づき、排除措置の該当者でないかを確認した上で、許可事務を行うこととしており、暴力団関係者を排除する制度としております。

②については、昨年度までの特別採捕許可では県内の養鰻業への種苗供給を目的にしらすうなぎはしらすうなぎ流通センターに一元集荷することとなっていました。今回の漁業許可では許可を受ける者に対して、採捕したしらすうなぎの販売先に制限を設けていません。ただし、漁業従事者として、しらすうなぎを採捕される場合は、その雇い主等である許可を受ける者の指示に従うこととなります。

③については許可漁業への移行にあたり、今年の2月、5月、8月の計3回の関係者への説明会を開催するとともに、要望をいただいた漁協にも出向き、許可方針の案等の説明を行いました。いただいたご意見については、許可方針の案に反映させております。

④については、うなぎ稚魚漁業は、川や海を行き来する鮎やその他の資源に影響しないように、配慮しつつ、海面及び内水面の関係者と調整し、当該漁業の内容を決定していくことが必要となります。意見公募の結果とその回答をご説明させていただきました。

次に2ページをご覧ください。8月の説明会及び意見公募を踏まえ、前回の方針の案から変更した点についてご説明をします

まず、第5条の操業区域について、前回の報告で、操業区域の基点を整理していることをご説明させていただきました。操業区域は特別採捕許可の区域を踏襲しており、基点を整理し、今回の許可方針に記載しております。操業区域は特別採捕許可から大きく変更したところはありません。操業区域は8から17ページ、操業区域の概略図は参考資料に記載しております。

次に、第7条の報告の義務については、「許可を受けた者が第1項の報告徴収による報告を正しく行わなかった場合、次年の許可すべき漁業者の公示数を当該者の分減らすものとする」を追加しております。これについ

ては許可を受けた者は、漁業時期の期間ごとの採捕量、集荷量、販売量を決められた期日内に報告することとなっております。この報告徴収は漁業法 176 条第 1 項に基づくものとし、これを違反した者は漁業法 193 条で、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が適用されます。8 月 1 日の第 3 回の説明会では、この罰則より厳しいものにして、報告が適正に行われるようにして欲しいとのご意見がありました。また、令和 5 年 8 月 31 日付けの水産庁からの技術的助言においても、採捕数量を正しく行わなかった者に対して、次年の許可の公示数を減らす等を検討されたいと指摘がありました。ご意見及び水産庁からの技術的助言を踏まえまして、許可を受けた者が報告を正しく行わなかった場合、次年の許可すべき漁業者の公示数を当該者の分減らすこととするように、追記します。

第 8 条許可等の申請につきまして、2 つの変更があります。

まず 1 つめは、知事が必要と認める書類に船舶使用承諾書を追記しました。これは、他の漁業許可と同様に、船舶の所有者でない者がうなぎ稚魚漁業の許可を申請する場合に提出していただく書類となります。2 つめは、先ほど意見公募の回答でご説明した、漁業従事者が携帯、着用する標識を写真付きにすることを追記しております。

第 11 条の漁業従事者については、同一操業区域内における同一漁業従事者の名簿重複を禁止することを追記しております。これは、同一操業区域で複数の許可を受けた者に従事してしらすうなぎを採捕できる場合、その従事者はどの許可に基づき操業しているかが不明瞭となり、許可の管理や取締り上支障をきたします。

以上、前回ご報告した許可方針の案からの変更点をご説明させていただきました。

次に第 4 号議案のうなぎ稚魚漁業の制限措置について、ご説明しますので、資料 4 をお手元にご準備ください。

表紙をめくった 1 ページの諮問文を朗読させていただきます。

5 高漁管第 592 号 高知海区漁業調整委員会 様 高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号）第 4 条第 1 項第 2 号に掲げるうなぎ稚魚漁業の制限措置を定めたいので、同規則第 11 条第 3 項の規定により諮問します。令和 5 年 9 月 14 日 高知県知事 濱田 省司。

2 から 7 ページまでが制限措置の告示案となっており、操業区域図は参考資料となっております。制限措置の内容については、うなぎ稚魚漁業の許可方針の案の第 5 条に掲げる漁業種類、操業区域、漁業時期、推進機関の馬力数、操業区域ごとの許可すべき漁業者の数、漁業を営む者の資格となっております。これらの内容は許可方針の案と同一のものであることから、ご説明を省略させていただきます。

3 ページの右下の許可を申請すべき期間について、ご覧ください。許可

申請は令和5年10月6日から同年11月6日としております。以上、制限措置についてのご説明をさせていただきました。

次に第5号議案のうなぎ稚魚漁業の許可の基準について、ご説明しますので、資料5をお手元にご準備ください。

表紙をめくった1ページの諮問文を朗読させていただきます。

5高漁管第592号 高知海区漁業調整委員会 様 高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)第11条第5項の規定により、うなぎ稚魚漁業の許可の基準を定めたいので、諮問します。令和5年9月14日 高知県知事 濱田 省司。

2から4ページまでが許可の基準の案となっております。許可をすべき漁業者の数を超える申請があった場合に、この基準により、申請者を順位付けして、許可をする者を決めます。この許可の基準の内容は、他の漁業許可の基準と同様なものとなっております。5月、7月の高知海区漁業調整委員会の報告から変更はありません。優先順位は4ページの別表のとおりで、同一の優先順位により、許可する者が決定できない場合は、最終、その同一順位の者で「くじ」を行い、許可をする者を決めることとなります。以上、許可の基準の案について説明させていただきました。

最後に、スケジュールの案についてご説明します。資料3の29ページ、最後のページをご覧ください。中ほどをご覧ください。9月20日に内水面漁場管理委員会、9月22日、本日、海区調整委員委員会に許可方針、許可基準、制限措置の案を諮問し、答申をいただきましたら、許可方針、許可の基準を策定し、制限措置と申請期間を告示します。先ほどご説明しましたが、申請期間は10月6日から11月6日の32日間を予定しており、10月6日に「うなぎ稚魚漁業の許可申請の手続きに係る説明会」を開催する予定です。審査期間は11月7日から11月27日頃で、12月1日頃には許可を受ける者を決定します。そして、12月1日にうなぎ稚魚(しらすうなぎ)が特定水産動植物に指定され、令和6年1月1日からうなぎ稚魚漁業の漁が開始となります。

最後に、これらについては本日、ご答申をいただきましたら、制限措置については県公報に登載する手続きを進めます。それに際し内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合は、事務局に一任させていただきますよう、お願いいたします。

以上で第3号議案、第4号議案、第5号議案についての説明を終わります。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

ニホンうなぎの全体の資源管理という点では、水産庁から池入れ量を全

浜渦課長

国で21.7トンで制限があると。それを超える場合には採捕を停止することで、資源管理を図るとい趣旨だと思います。

ただし、これはまいわしやくろまぐろのように科学的な知見が多い魚ではありませんので、生物学的データを計算して、それに基づいて漁獲量の上限を設定し、それを都道府県に配分するようにはなっていないということで、当面は現状の池入れ量から増やさないという発想で資源管理を行うものであると私は理解しております。この点ではやむを得ないと思います。

各都道府県の採捕量の上限を設定する必要はないということは正にそういうことなんだろうと思いますが、本県においては、川でうなぎを採る漁業者の方にとって、うなぎが激減している状況を鑑みて池入れ量の理想とする約600キログラムで折り合いをつけたというふうに考えておりますけれども、去年の量から大分増やしておりますが、川でうなぎを採っている漁業者の方から意見、不満はなかったのか教えていただければと思います。

これまで内水面漁業者、特に内水面漁協の組合長会において、我々と一緒に議論を重ねるなかでは、やはり、川のうなぎが激減する中で、数量を増やすということには基本的には認められないという、最初のご意見でした。ただ、生物学的データがない中で、国としても最大限配慮できる数値は、現状の池入れ量から増やさないという4カ国・地域で合意された一定合理的な数値で管理をするということで、内水面漁業者、海面漁業者、養鰻業者が膝を付け合わせて、胸襟を割って話す中で、内水面漁業者としては、厳罰化を追い風に、きっちり管理をすることを条件に認めていこうじゃないかと。そのためには、海面漁業者、養鰻業者のご理解と協力も最大限やってもらわないと、帰って内水面漁業者にも説明できないので、県においても取締りもきっちりやっていただきたいということで、内水面漁協の組合長会でこの600キロを受け入れましょうという合意の元、こういった調整が整ったという形となっています。

ただ、県としてこれがベストな管理の仕方とは思っておりません。やはり、科学的根拠に基づいた管理がベストですし、国の漁業法改正の柱もそうしたことになっています。

今後におきまして、内水面漁業センターにおきまして、高知県へのしらすうなぎの来遊量と定着量の調査を始めております。まだ、1河川でございしますが、3カ年ほどかけて把握の方法が適切かどうか確認するためにモニタリングを続けていく。その方法が確立しましたら毎年毎年、資源量を推定できる形にもっていきたいと考えています。今後は、そういったデータ、内水面、海面、養鰻の意見を聴きながら、国の方針はありますが、川

の資源の重要さというところに重きを置き、さらに良い制度にしていきたいと考えています。

澳本委員

スケジュールですが、10月6日に説明会、11月6日までが申請期間ということですが、その場合、許可を受ける申請者が漁業従事者の名簿を添えなければいけませんが、顔写真は別としていいのでしょうか。

浜渦課長

採捕従事者証について、顔写真付きのものは許可を受けた者が作る形になりますので、採捕が始まるまでに構えていただければかまいません。

澳本委員

漁船登録の問題。これは12月1日以降でいいのでしょうか。許可を受ける者が決定した段階で、漁船登録を変更するのでしょうか。

浜渦課長

10月6日の説明会の中でも漁船登録についても説明することとしております。同時並行で申請をあげていただければと思っております。

石田委員

月2回の採捕の報告が正しいものであるかどうかは、例えば抜き打ち検査をするとか確認されるのでしょうか。

浜渦課長

内部で議論ベースでやっていますが、そういうこともやっぺいこうかと考えています。許可を受けた者が、大体集荷人を構えることになるかと思しますので、そこへの抜き打ち的な検査も考えております。

川竹委員

今回、報告の関係で、罰則の強化ということで変更点がありました。資料3の2ページでご説明いただいた部分ですが、許可を受けた者が報告を正しく行わなかった場合、次年度許可すべき公示数を減らす。要するに公示数3のところを2にするということと思いますが、これで正しく報告を行わなかった方が申請してきた場合、2あるところに3申請があった場合にどういうふうに許可が下りていくのでしょうか。

浜渦課長

許可の基準に基づき、許可の申請が複数あった場合は、順位付けをしていくことになっています。ただ、前年度に正しく報告を行わなかったことで不許可処分をすることになりますと、他の漁業許可と比べてかなり重たい判断となってまいります。それも踏まえて国の方も特定の者に対するペナルティーでなく、制度上のペナルティーでやるのが適切であろうということで、こうした技術的助言がこうした形で書いていると我々も認識しており、個別の者に対して不許可処分をするというものではなくて、告示数を減らしして、許可の対象数を絞っていくという、制度上のペナルティー

を科していくことが最大限できることということで、国もそういった技術的助言にそういった記述をいれておりますので、県としてもそういった方向で対応しようと盛り込んだものでございます。

資料5の4ページに優先順位をどうやってつけるかというのがございまして、1から8まで項目が入ってまして、順位付けする形となっております、(2)に過去5年間漁業関係法令、労働関係法令に違反や処分を受けていない者という形になりますので、今年度許可をしてこの1年間に違反をしてそれが確定して処分を受けたことが明らかになった場合には、来年度の許可について、順位が下がる形になる。

川竹委員

処分まで至らなくても、公示数を減らす場合はあるんですか。

浜渦課長

やはり、処分が確定しないと我々も根拠として事実だけをもってやるのは難しいと思いますので、罰則等が確定したことをもって我々も判断していきたいと考えています。

木下会長

他にございせんか。他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案、「うなぎ稚魚漁業の許可方針について」、第4号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置について」、第5号議案「うなぎ稚魚漁業の許可の基準について」、原案のとおり適当とすることに、ご異議ございせんか。

(「異議なし」との発言あり)

ご異議ないようですので、第3号議案、第4号議案、第5号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

本日の議案は以上ですので、第25回高知海区漁業調整委員会を閉会します。

本書は、第 22 期第 25 回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 畠中 悠 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 前田嘉広 \_\_\_\_\_